

令和2年度 稲敷市の高齢福祉サービス



稲敷市では、介護保険でのサービスの他に下記のような高齢福祉サービスを行っています。

サービス名	内 容
配食サービス	食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者等に対して栄養のバランスのとれた食事を配達し、在宅生活を支援するとともに、安否確認を行います。
緊急通報システム	急病や事故などの緊急時に通報できる機器(本体とペンダント型)を設置し、協力員や消防本部に通報し速やかに救助を行います。
愛の定期便	2週間に1回(月2回)、乳酸菌飲料を配布し安否確認を行います。
給食サービス	バランスのとれた食事の提供(月1回程度)を行います。 ※夏期衛生面より6～9月の提供は中止します。
ふれあい電話	月2回程度、利用者へ電話をかけて孤独感の解消と安否確認を行います。
シルバーカー購入費補助	高齢者、障がい者の歩行を容易にする為シルバーカーの購入者に対して補助金を交付します。 ※購入時の領収書原本・説明書写し等が必要です。 ※市税滞納者へは交付できません。
紙おむつ支給	紙おむつ等を2ヶ月に1回支給します。 ※介護保険料滞納者へは支給できません。
家族介護慰労金	4ヶ月以上、ねたきりや認知症の高齢者を在宅で介護している方に介護慰労金を支給します。 ※介護期間4ヶ月ごとに申請が必要です。
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊の見られる認知症高齢者に位置情報端末を貸与することにより、徘徊高齢者の保護を支援します。
救急医療情報キット配布	高齢者、障がい者等に対し、かかりつけの医療機関、持病等の救急時に必要な医療情報を冷蔵庫に保管するキットを配布します。
ねたきり高齢者理美容料助成	ねたきり高齢者に対し、居宅において受ける理容または美容の料金の一部を助成します。
老人性白内障補助眼鏡等購入費助成	老人性白内障手術を受けた方で、補助眼鏡等を使用することで視力の回復が可能な方に対し、眼鏡等の購入費用の一部を助成します。

対 象 者	利用料金等
身体的な理由から食事の調理が困難で、在宅での生活に支障のある65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等 ※利用の可否については、対象者の状況等を訪問調査の上で決定。 ※「調理をしたことない」や「高齢のため調理が面倒」という理由では対象となりません。	朝食 200円 昼食 400円 夕食 400円
65歳以上で急な発作のおそれがあるなど、健康上特に注意する疾患のあるひとり暮らしの方 緊急時に電話通報が困難な65歳以上高齢者世帯	緊急通報機器 貸与 設置工事費 14,000円程度 (市民税非課税世帯は無料)
65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等	無料
70歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等	無料
65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等 ※配食サービスを受けている方は非該当	無料
65歳以上の者で歩行に支障を来す方 身体障害者手帳所持者で歩行に支障を来す方 過去5年間に同補助を受けていない方	1人1台まで 購入額の2分の1 (上限5,000円)
紙おむつを使用している要介護3以上、または要介護2で排泄全介助の65歳以上の在宅高齢者 (入院・施設入所者は非該当)	無料
要介護度4・5と認定された65歳以上の高齢者を在宅で常時介護する方(介護保険サービスを利用している方は非該当) ※介護保険サービス中、住宅改修・福祉用具購入・5日間までのショートステイは除く	1回あたり6万円
市内に住所を有する徘徊高齢者の介護者	基本料金 500円/月 情報取得料100～200円 (税別・市民税非課税世帯は無料)
65歳以上のひとり暮らし高齢者 身体障害者手帳所持者で、重度視覚障害者または聴覚障害のある方 日中独居で、健康上不安のある方	無料
65歳以上の在宅の高齢者で要介護4・5と認定された方、または常時臥床の状態にある方	1回につき2,000円 (同一年度に最大4回まで)
次のすべてに該当する方 ○手術を受けた日に市内に住所を有する65歳以上の方○視力矯正のため、補助眼鏡等を使用する必要があると医師が認められた方○市税等に滞納のない方	購入額の2分の1以内 ○補助眼鏡 上限10,000円 ○特殊眼鏡 上限30,000円 ○コンタクトレンズ 上限25,000円